

令和6年度 都市計画道路白石沖西堀線詳細測量設計業務

特記仕様書

第1章 総則

第1条 (適用)

この仕様書は、白石市（以下「発注者」という。）が実施する「令和6年度 都市計画道路白石沖西堀線詳細測量設計業務」に適用するものであり、これに示す以外は「共通仕様書（建設関連業務）」 設計業務及び地質・土質調査業務（令和5年10月以降）、宮城県土木部その他関係基準及び関連する関係諸法令等に基づくものとする。

第2条 (業務の目的)

本業務は、白石市が実施する都市計画事業を円滑に推進する上で必要となる、都市計画道路白石沖西堀線整備における道路拡幅に必要な設計等を行うものである。「令和5年度都市計画道路白石沖西堀線予備設計業務」の結果を踏まえ、経済性及び、施工性、共用性、景観、環境等について総合的な調査及び検討を行い、工事に必要な詳細構造を設計し、工事に必要な図面、報告書を作成することを目的とする。

第3条 (業務の期間)

契約締結日の翌日 から 令和7年2月28日まで

第4条 (業務の場所)

業務場所 白石市字不澄ヶ池 地内 ほか

第5条 (配置技術者等)

受注者は、管理技術者もって秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の専門知識と経験を有し次の事項をすべて満たす管理技術者を選任すること。

- ① 技術士（建設部門-道路）の資格を有するもの。または、RCCM(専門技術部門-道路)の資格を有するもの。
- ② 公示日を基準として、過去10年間において、国または地方公共団体等が発注した同種または類似業務の(完成)実績を有すること。

【同種業務】：道路詳細設計業務

【類似業務】：道路詳細設計以外の土木設計業務

第6条（提出書類）

本業務を実施するにあたり受注者は、以下の書類を作成し提出するものとする。

- （1）業務計画書
- （2）着手届
- （3）工程表
- （4）技術者届出書
- （5）その他発注者が必要と認める書類

第7条（土地の立入り等）

受注者は、本業務を実施するにあたり現地に立ち入る場合は、予め発注者と協議の上、関係者と密接な連絡をとり、業務を遂行しなければならない。受注者は、第三者の土地に立入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損又は使用困難をきたしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において補償又は原形復旧しなければならない。

第8条（完了検査）

受注者は、本業務の完了後、次の書類等を提出して委託者の完了検査を受けるものとする。また、委託者が成果品の修正が必要と認めたときは、受注者は速やかに修正し、これにかかる費用は受注者の負担とする。

- （1）業務完了届
- （2）成果品
- （3）その他委託者が必要と認める書類

第9条（成果品等の帰属）

本業務の成果品が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の納品時にすべて発注者に無償で譲渡とし、発注者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

第10条（資料の貸与）

発注者は、所管する資料を受注者に無償で貸与するほか、発注者以外の第三者が所管する資料についても出来る限り無償で貸与されるように協力する。

受注者は、発注者又は第三者から資料を借用する際に借用書を提出し、資料の破損、汚濁、亡失のないように十分な注意を払って取り扱う。また、本業務終了までに速やかに返却する。

第 1 1 条（個人情報保護）

受注者は、本業務において知り得る個人情報等の各種情報等については「白石市個人情報保護条例」を遵守し、細心の注意を払って取扱う。

第 1 2 条（質疑）

本業務の仕様書について疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受注者が協議し、業務内容を明確にする。

第 1 3 条（暴力団の排除）

受注者が、この契約の履行期間中に白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成 20 年白石市告示第 83 号。次「排除要綱」という。）別表 1 各号に該当すると認められた場合は、契約を解除することがある。

受注者は、排除要綱別表 1 各号に該当し、発注者から入札参加除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表 1 各号に該当すると認められる場合は、該当下請契約等の解除を求めることができる。

受注者は、この契約の履行に当り暴力団員又は暴力団関係者（次、「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けた場合は、速やかに警察への通報を行い、捜索上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けた場合は、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

第 1 4 条（暴力団等排除に係る解除）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

- (1) 受注者が白石市暴力団排除条例（平成 24 年白石市条例第 26 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等であるとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。

- (3) 受注者又は受注者の役員が、自社、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員が、暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

前項の規定は、受注者が共同企業体又は事業協同組合である場合については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

第15条（業務概要）

本業務の業務概要は次の通りである。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 測量業務 | 1 式 |
| (2) 土木設計業務 道路詳細設計(B)0.09 km | 1 式 |
| (3) 地質調査業務 | 1 式 |

第16条（測量業務）

本業務の主な測量業務は以下のとおりとする。

- ・ 3級基準点測量 N=2 点
- ・ 4級基準点測量 N=1 点
- ・ 現地測量 A=0.01km²
- ・ 路線測量 L=0.09km
- ・ 用地測量 A=3800m²

第17条（道路詳細設計）

(1) 設計計画

受注者は実施方針、検討条件・方法、実施工程、実施体制等を立案し、これらを整理した実施計画書を作成し、電子データ及び書面で提出する。業務計画書を作成し、業務の進捗管理及び成果品質管理等を適切に行うものとする。

(2) 現地踏査

設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を実施し、現道や現地周辺状況を把握するものとする。

(3) 平面・縦断設計

平面設計について、実測平面図を用い現道線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

実測横断図を用い、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付属物・小構造物設計

付属物及び側溝、集水桝等設計計算を必要としない小構造物について現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

(6) 仮設構造物・用排水設計

既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。また、現地の交通状況に配慮した施工計画を行うこととする。

(7) 設計図

受注者は以下の設計図を作成するものとする。

①路線図

②平面図

③縦断図

④標準横断図

⑤横断図

⑥小構造物構造図

(8) 数量計算

各設計業務の成果に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照査

現地状況・基礎情報の収集等の確認、地形、地質等が設計に反映されているかの照査、設計方針・設計手法・設計図の適切性・整合性の照査等を行うものとする。

(10) 報告書作成

報告書は設計条件、検討の内容及び経緯について、総括的に取りまとめるものとする。

第18条（平面交差点詳細設計）

(1) 設計計画

受注者は実施方針、検討条件・方法、実施工程、実施体制等を立案し、これらを整理した実施計画書を作成し、電子データ及び書面で提出する。業務計画書を作成し、業務の進捗管理及び成果品質管理等を適切に行うものとする。

(2) 現地踏査

設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を実施し、現道や現地周辺状況を把握するものとする。

(3) 平面・縦断設計

交差点形状など、協議によって変更された最新の情報で計画を行う。導流路、隅切り停止線の位置、横断歩道の設置などを考慮して行うものとする。なお、計画においては将来計画を考慮したものとする。

(4) 横断設計

実測横断図を用い、標準部、右・左折変速車線部等を 20m の測点について設計するものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

交差点容量について、設計図書に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示および飽和度を計算する。また、路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

(6) 道路付属物・小構造物設計

付属物及び側溝、集水桝等構造計算が不要な小構造物について現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

(7) 仮設計画・用排水設計

既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。また、現地の交通状況に配慮した施工計画を行うこととする。

(8) 設計図

受注者は以下の設計図を作成するものとする。

①平面図

②縦断図

③標準横断図

④横断図

⑤小構造物構造図

(9) 数量計算

各設計業務の成果に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照査

現地状況・基礎情報の収集等の確認、地形、地質等が設計に反映されているかの照査、設計方針・設計手法・設計図の適切性・整合性の照査等を行うものとする。

(11) 報告書作成

報告書は設計条件、検討の内容及び経緯について総括的に取りまとめるものとする。

第19条（業務打ち合わせ）

本業務を遂行するうえで、初回、中間（3回）及び完了時に業務打ち合わせを実施するものとする。

第20条（土質調査）

設計路線の舗装構成決定のため、下記土質調査を行う。

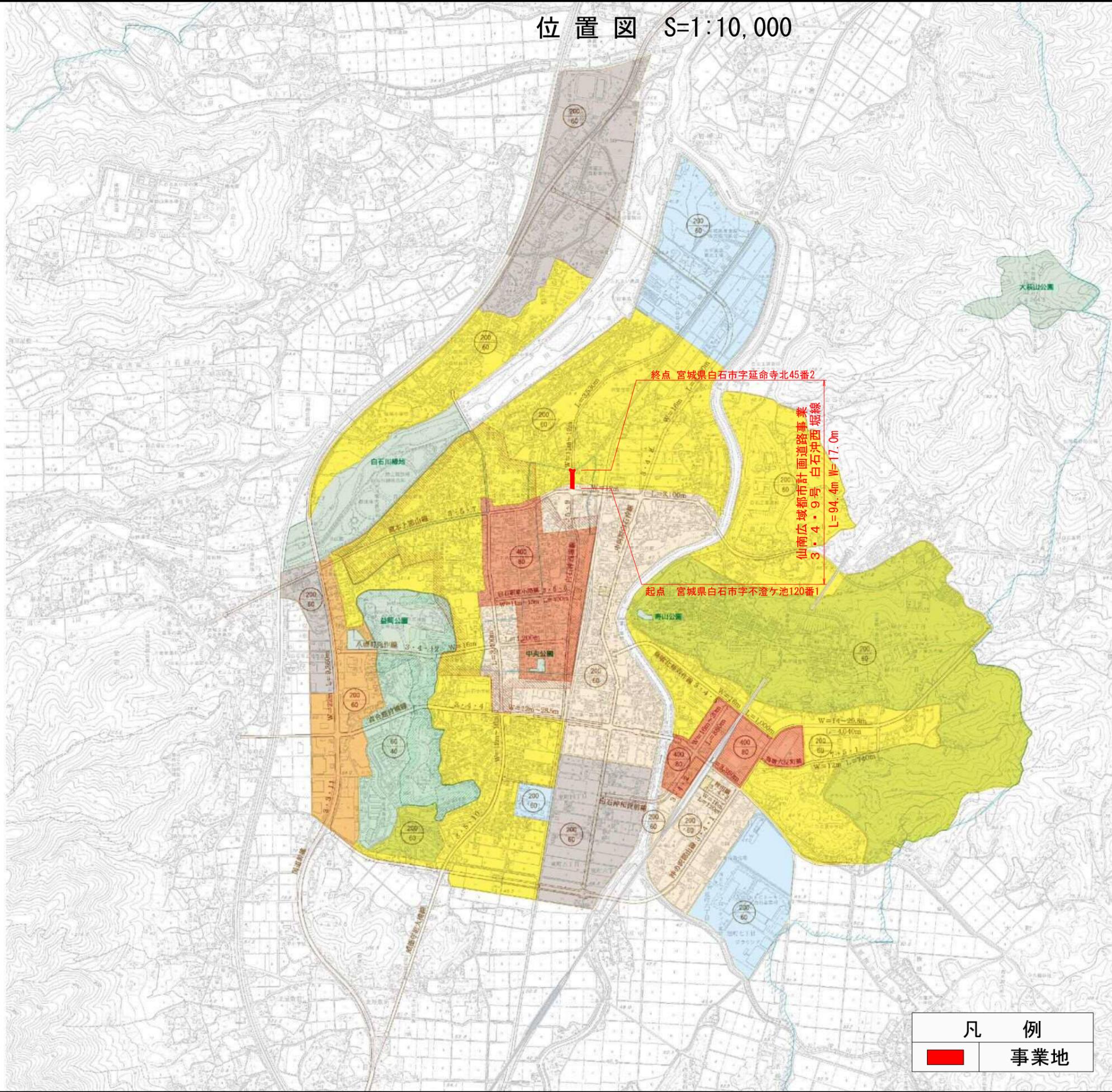
(1) 現場 CBR 試験 3箇所

第21条（成果品）

以下の成果品を作成するものとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) 上記の電子データ 一式
- (3) その他発注者が必要と認める書類

位置図 S=1:10,000



仙南広域都市計画道路事業
3・4・9号 白石沖西掘線
L=94.4m W=17.0m

終点 宮城県白石市字延命寺北45番2

起点 宮城県白石市字不澄ヶ池120番1

| 凡 例 | |
|-----|--------------|
| | 都市計画区域 |
| | 第一種低層住居専用地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 第一種住居地域 |
| | 第二種住居地域 |
| | 準住居地域 |
| | 商業地域 |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |
| | 特別工業地域 |
| | 準防火地域 |
| | 広 場 |
| | 都市公園・緑地 |
| | 風致地区 |
| | 計画道路 |
| | 形態規制 |
| | |
| | |

| 凡 例 | |
|-----|-----|
| | 事業地 |

| | | | |
|-----|--------------------------------|----|-------|
| 図面名 | 【法定図書】事業地を表示する図面 位置図 | | |
| 縮 尺 | A1 S=1:10,000 A3 S=1:20,000 | 図番 | 1 / 1 |

令和 6 年度

業務委託設計書

白石市

| | | | | | | | | | |
|------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 業務名 | 令和6年度 都市計画道路白石沖西堀線詳細測量設計業務 | | | | | | | | |
| 業務場所 | 白石市 字不澄ヶ池 地内 ほか | | | | | | | | |
| 業務概要 | <p>1. 測量業務</p> <p>基準点測量 1 式</p> <p>路線測量 0.09 km</p> <p>用地測量 3,800 m²</p> <p>2. 土木設計業務</p> <p>道路詳細設計(B) 0.09km 1 式</p> <p>3. 地質調査業務</p> <p>現場CBR試験 3 箇所</p> | | | | | | | | |
| 履行期間 | 自 令和 年 月 日 至 令和 7 年 2 月 28 日 | | | | | | | | |

内 訳 書

測量業務

| 費目 / 工種 / 種別 / 細別 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|------------------------|---------------|----------------|-------|-----|-----|---------|
| 直接測量費 | | 式 | 1 | | | |
| 基準点測量 | | 式 | 1 | | | |
| 3級基準点測量 | 永久標識設置なし 伐採なし | 点 | 2 | | | 第1号明細表 |
| 4級基準点測量 | 永久標識設置なし 伐採なし | 点 | 1 | | | 第2号明細表 |
| 路線測量 | | 式 | 1 | | | |
| 作業計画 | 路線 | 業務 | 1 | | | 第3号明細表 |
| 現地踏査 | | km | 0.09 | | | 第4号明細表 |
| 中心線測量 | | km | 0.09 | | | 第5号明細表 |
| 仮BM設置測量 | | km | 0.09 | | | 第6号明細表 |
| 縦断測量 | | km | 0.09 | | | 第7号明細表 |
| 横断測量 | | km | 0.09 | | | 第8号明細表 |
| 用地測量 | | 式 | 1 | | | |
| 公図等の転写(地積測量図以外の公図等の転写) | 資料調査 | m ² | 3,800 | | | 第9号明細表 |
| 土地の登記記録調査 | 資料調査 | m ² | 3,800 | | | 第10号明細表 |
| 復元測量 | 境界確認 | m ² | 3,800 | | | 第11号明細表 |
| 現地測量 | | 式 | 1 | | | |
| 作業計画 | 1/500 | 業務 | 1 | | | 第12号明細表 |
| 現地測量 | 10200m2 1/500 | 式 | 1 | | | 第13号明細表 |
| 直接経費 | | 式 | 1 | | | |
| 電子成果品作成費 | 測量 | 式 | 1 | | | |
| 間接測量費 | | 式 | 1 | | | |
| 諸経費 | | 式 | 1 | | | |
| 測量一般業務価格 | | 式 | 1 | | | |

明 細 表

第 14 号 道路詳細設計(B) 0.09km 単独区間あたりの設計延長が1km未満の場合(単独区間毎に算定)

1式当り

| 作 業 内 容 | 主任技術者 | 技師長 | 主任技師 | 技師A | 技師B | 技師C | 技術員 | 金額計 | | | | | 備 考 |
|----------------|-------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--|-----|
| 設計計画及び施工計画 | | | | | | | | | | | | | |
| 現地踏査 | | | | | | | | | | | | | |
| 平面縦断設計 | | | | | | | | | | | | | |
| 横断設計 | | | | | | | | | | | | | |
| 道路付帯構造物・小構造物設計 | | | | | | | | | | | | | |
| 仮設構造物・用排水設計 | | | | | | | | | | | | | |
| 設計図 | | | | | | | | | | | | | |
| 数量計算 | | | | | | | | | | | | | |
| 照査 | | | | | | | | | | | | | |
| 報告書作成 | | | | | | | | | | | | | |
| 員数計 | | | | | | | | | | | | | |
| 補正員数計 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |
| 電子計算機使用料 | | | | | | | | | | | | | |
| 部材・機材・経費計 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | |
| 変化率 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | |
| 単位当り | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

